



2021年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ
代表者名 代表取締役社長 岩瀬 賢治
(コード番号4331 東証第一部)
問合せ先 取締役 谷田 昌広
(TEL 03-3471-6806)

**第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更並びに
資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ**

当社は、2021年2月10日開催の取締役会(以下、「本取締役会」といいます。)において、次の①から⑤までの各事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

- ① 農林中央金庫との間で、株式引受契約書(以下、「第一種優先株式引受契約書」といいます。)を締結し、農林中央金庫に対して、第三者割当の方法により、総額2,000,000,000円の第一種優先株式(以下、「第一種優先株式」といいます。)を発行すること
- ② Tsunagu Investments Pte. Ltd.(以下、「Tsunagu Investments」といい、農林中央金庫と併せて「割当予定先」といいます。)との間で、株式引受契約書(以下、「第二種優先株式引受契約書」といいます。)を締結し、Tsunagu Investmentsに対して、第三者割当の方法により、総額1,000,000,000円の第二種優先株式(以下、「第二種優先株式」といい、第一種優先株式と併せて「本優先株式」といいます。)を発行すること(以下、第一種優先株式に係る第三者割当増資及び第二種優先株式に係る第三者割当増資を併せて「本第三者割当増資」といいます。詳細については下記「Ⅰ. 本第三者割当増資について」をご参照ください。)
- ③ 第一種優先株式及び第二種優先株式の新設等に係る定款の一部変更を行うこと(以下、「本定款変更」といいます。詳細については下記「Ⅱ. 本定款変更について」をご参照ください。)
- ④ 本優先株式の払込みを停止条件とし、2021年4月20日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること(以下、「本資本金等の額の減少」といいます。詳細については下記「Ⅲ. 本資本金等の額の減少について」をご参照ください。)
- ⑤ 2021年3月30日開催予定の臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」といいます。)に、(i)本第三者割当増資、(ii)本定款変更、及び(iii)本資本金等の額の減少に係る各議案を付議すること(詳細については本日付で開示しております「臨時株主総会招集及び招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。)

なお、本第三者割当増資は、本臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としております。本資本金等の額の減少は、本第三者割当増資の払込みがなされることを条件としております。また、割当予定先による本優先株式に係る払込みは、本臨時株主総会において、本第三者割当増資、本定款変更、本資本金等の額の減少に係る各議案の承認が得られること等を条件としております。

記

I. 本第三者割当増資について

1. 募集の概要

(1) 第一種優先株式

(1) 払込期日	2021年4月20日
(2) 発行新株式数	第一種優先株式 2,000株
(3) 発行価額	1株につき金1,000,000円
(4) 発行価額の総額	2,000,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた概算額については、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「(1) 調達する資金の額」をご参照ください。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により割り当てます。 (農林中央金庫 2,000株)
(6) その他	詳細は別紙1「第一種優先株式発行要項」をご参照ください。 第一種優先株式の発行は、本臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としております。

(2) 第二種優先株式

(1) 払込期日	2021年4月20日
(2) 発行新株式数	第二種優先株式 1,000株
(3) 発行価額	1株につき金1,000,000円
(4) 発行価額の総額	1,000,000,000円 発行諸費用の概算額を差し引いた概算額については、下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「(1) 調達する資金の額」をご参照ください。
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により割り当てます。 (Tsunagu Investments 1,000株)
(6) その他	詳細は別紙2「第二種優先株式発行要項」をご参照ください。 第二種優先株式の発行は、本臨時株主総会において、本第三者割当増資及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 募集に至る経緯及び目的

当社は、長期経営方針「EVOL2027」を掲げ、「主力である国内ウェディング事業の収益性向上」・「海外・リゾートウェディング事業の東アジアを含めた成長」・「日本にブティックホテル市場を創るといふホテル事業の展開」を戦略の柱とし、経営基盤の強化と資本効率改善による企業価値向上に取り組んでまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、2020年3月以降、国内外における挙式披露宴の日程延期及び一部キャンセル等が生じております。特に、海外・リゾートウェディング事業に関しては、諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大による海外渡航制限、航空便の大幅減便を受け、業績の回復までに国内ウェディング事業に比べて長い時間を要することが予想されたため、2020年9月30日付けで海外・リゾートウェディング事業を運営する株式会社グッドラック・コーポレーションの全保有株式を売却して海外・リゾートウェディング事業から撤退し、本日現在では

国内ウェディング事業及び国内ホテル事業を主に展開しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、当社の国内ウェディング事業及び国内ホテル事業においても多大な影響を及ぼしております。具体的には、上記のような挙式披露宴の日程延期及び一部キャンセル等の影響を主因とし、2021年3月期第3四半期累計では、131億円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなり、連結自己資本比率は2020年3月期の40.6%から2021年3月期第3四半期は20.0%まで低下しました。

2020年5月の緊急事態宣言の解除以降は、挙式披露宴の日程延期やキャンセル等を希望されるお客様が減少傾向に転じ、業績は回復しつつあったものの、2021年1月7日に2回目の緊急事態宣言が発出されたことから、挙式披露宴の来年度への日程延期が再び増加しました。新型コロナウイルス感染症拡大による当社業績への影響は、依然として不確実性が高いものと考えております。

当社の資金状況としましては、2020年4月21日付「当座貸越契約の締結に関するお知らせ」及び同年6月19日付「長期資金の借入及び当座貸越契約の締結に関するお知らせ」とおり、当座貸越契約枠は本日時点で165億円あり、現状まだ融資枠に余裕があることから、当面の資金繰りのリスクはないものと認識しております。もっとも、新型コロナウイルス感染症の拡大による業績影響の不確実性が、今後一層長期化する可能性に鑑み、自己資本比率及び財務体質の改善は重要な課題であり、加えて、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症が収束した後を見越した成長戦略を実施する上での投資も視野に入れて、様々な資金調達方法を検討してまいりました。当社は、ファイナンシャル・アドバイザーとしてSMBC日興証券株式会社を起用し、同社を通じて、複数の投資家候補に対して、当社に対する出資を通じた資金提供を含む支援の可能性を打診し、協議を重ねてまいりました。かかる複数の投資家候補との協議の結果、2020年11月中旬、割当予定先から出資の可能性が示されたことから、割当予定先との間で、出資に係る本格的な交渉を開始しました。その後、割当予定先より提供可能な資金額、資金提供の方法、諸条件等に関する初期的な提案内容を受領し、その後、2020年12月中旬より割当予定先が実施したデューデリジェンスの結果を踏まえ、2021年2月上旬、最終的な提案内容を受領しました。当社は、当該提案内容につき慎重に検討した結果、割当予定先からの提案内容が現時点において当社がとり得る最善の選択肢であると判断するに至ったことから、割当予定先からの出資を受け入れることを決定いたしました。

当社は、農林中央金庫との間においては、国内ウェディング事業における花や食材の調達に関して、当社が現在進めている質の向上・原価効率化を目指した協業を検討していくことが可能であるとと考えております。

他方、Tsunagu Investmentsは、シンガポールをベースにした投資持株会社であり、Pavilion Capital Holdings Pte. Ltd. (以下、「Pavilion Capital」といいます。) によって、間接的かつ完全に保有されている子会社であるとのことです。Pavilion Capitalは、2012年以降日本での投資を開始しているとのことです。Tsunagu Investmentsは、幅広い業種に投資し、投資先のビジネス戦略において、協業を通じて投資先のさらなる成長の為にマネジメントサポートを提供し、企業価値向上を実現させるとのことです。

以上の点も踏まえ、当社は、割当予定先との信頼関係を構築し、事業戦略上の協業を通じてより一層の成長を実現でき、当社企業価値の向上及び既存株主の皆様へ利益をもたらす効果が期待できることから、農林中央金庫及びTsunagu Investmentsは本優先株式の割当先として最適であるとと考えております。

(2) 本第三者割当増資を選択した理由

当社は、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、上記のとおり2021年3月期第3四半期における連結自己資本比率が20.0%となり、当社の純資産が大幅に減少している財務状況に鑑みると、財務体質の安定化を図るためには、金融機関等からの借入や社債発行による資金調達ではなく、資本金の資金調達を実施することにより、自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であるとと考えております。

具体的な資金調達方法については、上記のような当社を取り巻く厳しい事業環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、普通株式による公募増資の実施は効果的な

選択肢ではなく、また、普通株式の大規模な第三者割当増資は、直ちに希薄化をもたらすことになり、株主の皆様に対して直ちに不利益を生じさせかねないことから適切ではないと判断いたしました。また、既存株主に対して、新株予約権を割り当てる新株予約権無償割当（ノンコミットメント型ライツオフリング）又は株式を割り当てる株式割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、新株予約権が全て行使されるとは限らず、また、株主の皆様から株主割当に応じていただけるとも限らないため、最終的な資金調達額が不明であり、当社にとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。加えて、新株予約権の第三者割当についても、株価動向等を踏まえた割当先の判断により、必ずしも新株予約権が全て行使されるとは限らないため、最終的な資金調達額が不明であることから、現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

これに対し、種類株式を用いた第三者割当増資は、必要金額の調達を確実に行うことができ、また、その商品設計によっては大規模な資本性の資金調達を行いつつ、急激な希薄化や株主構成の変化を回避することも可能であり、また、適切なスポンサーを選定し、合理的な商品設計について合意できれば、当社にとって最も有効な選択肢になり得ると考えました。そこで、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことのない第一種優先株式及び第二種優先株式により資金調達をすることといたしました。上記「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、国内ウェディング事業及び国内ホテル事業を軸とする今後の事業展開を目指す上で、特に国内ウェディング事業における安定的な収益化を図るため、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の必要資金を確保する必要がありますが、本第三者割当増資により、長期かつ安定的な資金を確保することが可能となります。

なお、当社が発行する第一種優先株式及び第二種優先株式においては、いずれも当社による普通株式を対価とする取得条項が設けられており、2026年4月1日以降に普通株式への転換が可能となっていることから、当社が当該取得条項を行使した場合には普通株式の発行による議決権の希薄化が生じることとなります。また第二種優先株式においては、第二種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権を設けており、2023年4月1日から2026年3月31日までの期間において、第二種優先株主により、普通株式の交付と引き換えにその有する第二種優先株式の全部又は一部を取得することが可能となっているため、第二種優先株主から当該取得請求権を行使された場合には普通株式の発行による議決権の希薄化が生じることとなります。

もっとも、第一種優先株式においては第一種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権は設けておらず、当社より普通株式を対価とする取得条項を行使しない限り、議決権の希薄化は発生しないことから、既存株主の皆様配慮した設計となっております。また、第二種優先株式については、第二種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権を設けているものの、取得請求権は発行から2年後の2023年4月1日から行使可能としており、行使可能期間を2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間に限定しております。

これら第一種優先株式及び第二種優先株式の組み合わせによる本第三者割当増資は、当社の財務基盤の強化を確実に実現し、かつ、希薄化を可能な限り抑制できる最適な資金調達方法であると考えております。

(3) 本優先株式の概要

① 第一種優先株式

ア 優先配当

第一種優先株式の期末配当金額は1株あたり88,000円に設定されており、ある事業年度において、第一種優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。この場合の累積額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、第一種優先株式1株につき88,000円に対して年率8.8%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額となります。

第一種優先株主は、当該優先配当の額を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

第一種優先株式、第二種優先株式及び普通株式の剰余金の配当に関する優先列互関係は、第一種優先株式を第1順位、第二種優先株式を第2順位、普通株式を第3順位としております。

イ 議決権及び譲渡制限

第一種優先株式には株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

ウ 金銭を対価とする第一種優先株主による取得請求権

第一種優先株式には、第一種優先株主による金銭を対価とする取得請求権が付されております。第一種優先株式の発行要項においては、第一種優先株主は、いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第一種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるとされておりますが、第一種優先株式引受契約書の規定により、原則、2024年4月2日以降においてのみ、金銭を対価とする取得請求権を行使することができるものとされております。第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第一種累積未払配当金相当額及び経過未払配当金を加えた額となります。

エ 金銭を対価とする当社による取得条項

第一種優先株式には、当社による金銭を対価とする取得条項が付されております。第一種優先株式の発行要項においては、当社は、いつでも、当社の取締役会が別途定める日が到来することをもって、第一種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができるとされておりますが、第一種優先株式引受契約書の規定により、原則、2024年4月2日以降においてのみ、金銭を対価とする取得条項を行使することができるものとされております。

第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第一種累積未払配当金相当額及び経過未払配当金を加えた額となります。

オ 普通株式を対価とする当社による取得条項

第一種優先株式には、当社による普通株式を対価とする取得条項が付されております。第一種優先株式の発行要項においては、当社は、2026年4月1日以降、いつでも、当社の取締役会が別途定める日(以下「第一種強制一斉転換日」という。)が到来することをもって、第一種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、当社の普通株式を対価として、第一種優先株式の全部を取得することができるとされておりますが、第一種優先株式引受契約書の規定により、事前通知の上、農林中央金庫の書面による事前承諾を取得する必要があるものとされております。

第一種優先株式に付された普通株式を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される普通株式の数は、第一種強制一斉転換日において、第一種優先株主に対して、当該第一種優先株主が有する第一種優先株式の数に、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円を乗じて得られる額を第一種優先株式の発行要項第10項第3号及び第4号において定める一斉転換価額で除した数となります。

② 第二種優先株式

ア 優先配当

第二種優先株式の期末配当金額は1株あたり30,000円に設定されており、ある事業年度において、第二種優先株主への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。この場合の累積額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、第二種優先株式1株につき30,000円に対して年率3.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額となります。

第二種優先株主は、当該優先配当の額を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

第一種優先株式、第二種優先株式及び普通株式の剰余金の配当に関する優先列互関係は、第一種優先株式を第1順位、第二種優先株式を第2順位、普通株式を第3順位としております。

イ 議決権及び譲渡制限

第二種優先株式には株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

ウ 金銭を対価とする第二種優先株主による取得請求権

第二種優先株式には、第二種優先株主による金銭を対価とする取得請求権が付されております。第二種優先株式の発行要項においては、第二種優先株主は、いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるとされておりますが、第二種優先株式引受契約書の規定により、原則、2024年4月2日以降においてのみ、金銭を対価とする取得請求権を行使することができるものとされております。

第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金相当額及び経過未払配当金を加えた額となります。

エ 普通株式を対価とする第二種優先株主による取得請求権

第二種優先株式には、第二種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権が付されております。第二種優先株主は、2023年4月1日から2026年3月31日までの間、いつでも、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに、その有する第二種優先株主の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされております。

第二種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金相当額及び経過未払配当金を加えた額に普通株式対価取得請求に係る第二種優先株式の数を乗じて得られる額を第二種優先株式発行要項の第8項第3号及び第4号において定める取得価額で除して得られる数となります。

オ 金銭を対価とする当社による取得条項

第二種優先株式には、当社による金銭を対価とする取得条項が付されております。第二種優先株式の発行要項においては、当社は、いつでも、当社の取締役会が別途定める日が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができるとされておりますが、第二種優先株式引受契約書の規定により、原則、2024年4月2日以降においてのみ、金銭を対価とする取得条項を行使することができるものとされております。

第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金相当額及び経過未払配当金を加えた額となります。

カ 普通株式を対価とする当社による取得条項

第二種優先株式には、当社による普通株式を対価とする取得条項が付されております。第二種優先株式の発行要項においては、当社は、2026年4月1日以降、いつでも、当社の取締役会が別途定める日(以下「第二種強制一斉転換日」という。)が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、当社の普通株式を対価として、第二種優先株式の全部を取得することができるとされておりますが、第二種優先株式引受契約書の規定により、事前通知が必要とされております。

第二種優先株式に付された普通株式を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される普通株式の数は、第二種強制一斉転換日において、第二種優先株主に対して、当該第二種優先株主が有する第二種優先株式の数に、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金相当額及び経過未払配当金を加えた額を乗じて得られる額を第二種優先株式発行要項の第10項第3号及び第4号において定める一斉転換価額で除した数となります。

その他、第一種優先株式及び第二種優先株式の詳細につきましては、別紙1「第一種優先株式発行要項」及び別紙2「第二種優先株式発行要項」をご参照ください。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 第一種優先株式

ア 払込金額の総額	2,000,000,000円
イ 発行諸費用の概算額	136,000,000円
ウ 差引手取概算額	1,864,000,000円

(注1) 「発行諸費用の概算額」には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(注2) 「発行諸費用の概算額」の主な内訳は、登記関連費用、ファイナンシャル・アドバイザー・フィー、リーガル・アドバイザー・フィー及び価額算定費用等の合計額です。

② 第二種優先株式

ア 払込金額の総額	1,000,000,000円
イ 発行諸費用の概算額	68,000,000円
ウ 差引手取概算額	932,000,000円

(注1) 「発行諸費用の概算額」には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(注2) 「発行諸費用の概算額」の主な内訳は、登記関連費用、ファイナンシャル・アドバイザー・フィー、リーガル・アドバイザー・フィー及び価額算定費用等の合計額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本第三者割当増資により調達する金額の総額は、本優先株式の払込金額の総額である3,000,000,000円、差引手取概算額の総額は2,796,000,000円となる予定です。なお、具体的な資金使途、金額及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額	支出予定時期
① 国内ウェディング事業における店舗リニューアル投資等	1,000,000,000円	2022年1月～2024年3月
② 国内ウェディング事業における建物修繕費用、ドレス仕入費用、システム開発費用等	1,796,000,000円	2021年5月～2023年3月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

① 国内ウェディング事業における店舗リニューアル投資等

国内ウェディングマーケットは、上位5社のマーケットシェアを合計しても市場占有率が20%前後という、寡占化の進んでいないマーケットでしたが、昨今その様相が変化していると考えております。すなわち、市場規模自体が長期的な少子化の影響を受けて経年で微減するとともに、それ以上に、市場を構成するプレーヤーの数が急速に減少しており、大手事業者による寡占が進む可能性があると考えております。加えて今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受け、上記のような競争環境の変化は一層加速しているものと認識しております。

このような環境変化を敏感にとらえ、当社としては、マーケットシェアの向上を目指して、予めから得意とするリニューアル戦略を推進することを企図しており、この店舗リニューアル費用として、調達資金を充当いたします。

② 国内ウェディング事業における建物修繕費用、ドレス仕入費用、システム開発費用等

上記①に記載のリニューアルに先んじて、当社の商品である結婚式場自体の価値を維持するために、既存店舗設備の機能維持、安全性確認などの設備メンテナンス及び修繕費用

として調達資金を充当いたします。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業務のシステム化を推進し、経年では内製化の推進を実現してきた当社としては、より一層の利益率向上を目指すべく、当社ドレス店舗にて販売又はレンタルするドレスの仕入れ費用、業務効率化を図るための販売管理システム等開発費用に充当いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本優先株式発行により調達する資金については、将来の成長のための店舗リニューアルに関する設備投資資金及び既存設備の修繕費用、ドレス仕入費用、システム開発費用として充当し、当社グループの中長期的な収益性改善を図ります。また、自己資本の増強により財務基盤を強化することで、資金調達の柔軟性の維持・向上、金融機関との安定的な継続取引に資するものとなり、当社事業の安定的かつ中長期的な成長を実現してまいります。

当社は、本第三者割当増資が、当社より一層の企業価値向上に寄与するものであり、最終的に既存株主の皆様の利益に資するものであると考えており、上記資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本第三者割当増資に係る出資の方法及び内容に関しては、上記「2. 募集の目的及び理由」の「(1) 募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、割当予定先との間で真摯に協議を行い、その結果、第一種優先株式の払込金額を1株当たり1,000,000円、第二種優先株式の払込金額を1株当たり1,000,000円とそれぞれ決定いたしました(以下、第一種優先株式の払込金額及び第二種優先株式の払込金額を併せて「本払込金額」といいます。)。当社としては、上記の交渉経緯及び当社が置かれた厳しい状況等を踏まえ、本払込金額には合理性が認められると考えております。

当社は、本第三者割当増資における公正性を期すため、本優先株式の発行要項並びに第一種優先株式引受契約書及び第二種優先株式引受契約書に定められた諸条件を考慮した本優先株式の評価につき、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング(代表取締役社長 野口真人、東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング30階)(以下「プルータス」といいます。)に対して依頼し、プルータスより、2021年2月9日付で、評価報告書(以下「本優先株式評価報告書」といいます。)を取得しております。プルータスは、本優先株式の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうち、ディスカウント・キャッシュフロー法及びモンテカルロ・シミュレーションを用いて本優先株式の評価を実施しています。また、プルータスは、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社の配当利回り、無リスク利率等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件を設定しております。本優先株式評価報告書において、2021年2月9日の当社の株価終値を基準として算定された本優先株式の価値は、第一種優先株式1個当たり1,099,000円、第二種優先株式1個当たり999,000円と記載されています。本優先株式の価値算定結果の詳細は、下記のとおりです。

① 本優先株式の算定結果:

第一種優先株式: 1株当たり1,099,000円

第二種優先株式: 1株当たり 999,000円

② 採用数値の概要:

満期までの期間 3年間

株価 702円/株(2021年2月9日の東京証券取引所における当社普通株式の終値)

株価変動性 57.87%

普通株式配当利回り 0%

当社は、プルータスが上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、農林中央金庫及びTsunagu Investmentsに対して有利発行とならないと考えられる水準を検討し、割当予定先との協議の上、双方合意のもとで最終的に本払込金額を決定しました。プルータスが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮して公正価値を算定していることから、プルータスの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、第二種優先株式については、その払込金額が当該算定結果である第二種優先株式の評価額である999,000円を上回る金額とされており、また、第一種優先株式についても、その払込金額は当該算定結果である第一種優先株式の評価額である1,099,000円から10%以内のディスカウントにとどまっているため、本優先株式の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると考えております。もっとも、当社としては、本優先株式の払込金額は有利発行には該当しないと考えるものの、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に煩雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、株主の皆様の意思を確認することが適正であると考え、本臨時株主総会において特別決議による承認を受けることを本第三者割当増資による本優先株式の発行の条件といたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、第一種優先株式を2,000株発行し2,000,000,000円を調達、第二種優先株式を1,000株発行し1,000,000,000円を調達いたしますが、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」の「(2) 調達する資金の具体的な用途」に記載した資金用途に照らすと、本優先株式の発行数量は必要かつ合理的であると判断しております。

また、第一種優先株式及び第二種優先株式については、株主総会における議決権はありませんが、「2. 募集の目的及び理由」に記載したとおり、当社が発行する第一種優先株式及び第二種優先株式においては、いずれも当社による普通株式を対価とする取得条項が設けられており、2026年4月1日以降に普通株式への転換が可能となっていることから、当該取得条項を行使した場合には普通株式の発行による議決権の希薄化が生じることとなります。また第二種優先株式においては、第二種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権を設けており、2023年4月1日から2026年3月31日まで、第二種優先株主により普通株式の交付と引換えにその有する第二種優先株式の全部又は一部を取得することを可能としているため、当該取得請求権が行使された場合には普通株式の発行による議決権の希薄化が生じることとなります。

仮に、第一種優先株式の全部について、当社が取得条項を行使した場合に交付される株式数は、第一種累積未払配当金及び経過未払配当金がいずれも存在しないと仮定した場合3,193,868株であり、その議決権数は31,939個となります(2021年2月10日現在の当社の発行済株式総数である13,059,330株に対する比率は24.5%、議決権総数128,319個に対する比率は24.9%)。第二種優先株式の全部について、当社が取得条項を行使した場合に交付される株式数は、第二種累積未払配当金及び経過未払配当金がいずれも存在しないと仮定した場合1,596,934株であり、その議決権数は15,969個となります(2021年2月10日現在の当社の発行済株式総数である13,059,330株に対する比率は12.2%、議決権総数128,319個に対する比率は12.4%)。また、第二種優先株式の全部について、第二種優先株主により取得請求権が行使された場合に交付される株式数は1,596,934株であり、その議決権数は15,969個となります(2021年2月10日現在の当社の発行済株式総数である13,059,330株に対する比率は12.2%、議決権総数128,319個に対する比率は12.4%)。

かかる第一種優先株式及び第二種優先株式の潜在普通株式数を合計した希薄化率は、2021年2月10日現在の当社の発行済株式総数である13,059,330株に対して最大で36.7%、総議決権数128,319個に対して最大で37.3%となります。

他方、本第三者割当増資は、当社の連結純資産の拡充による財務体質改善及び市場環境の変化に応じた将来への成長投資を目的に行うものです。これにより、当社の中長期的な成長を実現できる事業基盤及び財務基盤の確立につながり、ひいては中長期的な当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与することが可能であるものと考えております。

このように、当社普通株式の希薄化が生じ得ることになりますが、普通株式を対価とする当社による取得条項又は第二種優先株主による取得請求権の行使によって交付される普通株式数の上限は当初から固定されており、今後の株価動向や行使の時期によって潜在的な希薄化率が増加することは

ない設計となっております。加えて、上記「2. 募集の目的及び理由」(2)優先株式発行による資金調達を選択した理由」に記載のとおり、第一種優先株式においては第一種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権は設けられておらず、当社より普通株式を対価とする取得条項を行使しない限り、普通株主の議決権の希薄化は発生しないことから、既存株主に配慮した設計となっております。また、第二種優先株式については、第二種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権を設けているものの、取得請求権は発行から2年後の2023年4月1日から行使可能としており、行使可能期間を2023年4月1日から2026年3月31日までの3年間に限定していることから、普通株式の早期の希薄化を回避することができる設計となっており、既存株主の皆様が生じる影響を少なくする方策を講じております。したがって、本優先株式の発行が当社の企業価値向上に資するものであることを踏まえると、本優先株式の発行により既存株主の皆様が生じ得る希薄化の程度は合理的な限度を超えるものではないと考えております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

農林中央金庫(割当株式:第一種優先株式2,000株)

(1)	名称	農林中央金庫		
(2)	所在地	東京都千代田区有楽町一丁目13番2号DNタワー21		
(3)	代表者の役職・氏名	代表理事理事長 奥 和登		
(4)	事業内容	協同組織金融業		
(5)	資本金	4兆401億円(2020年3月31日現在)		
(6)	設立年月日	1923年12月20日		
(7)	決算期	3月31日		
(8)	従業員数	3,588名(2020年4月1日時点)		
(9)	主要取引先	—		
(10)	主要取引銀行	—		
(11)	当事会社間の関係			
	資本関係	該当事由はありません。		
	人的関係	該当事由はありません。		
	取引関係	農林中央金庫より短期借入及び長期借入金による融資を受けております。		
	関連当事者への該当状況	該当事由はありません。		
(12)	最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:百万円。財務数値は連結の数値を記載。特記しているものを除きます。)			
	決算期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
	純資産	6,746,088	7,473,287	7,261,673
	総資産	104,927,769	105,953,925	105,482,009
	経常収益	1,449,954	1,732,146	1,544,544
	経常利益	171,015	124,540	122,915
	親会社に帰属する当期純利益	147,604	103,575	92,027

(注1) 主要取引先及び主要取引銀行については、農林中央金庫から開示を受けられていないため、記

載しておりません。

(注2) 農林中央金庫は、1923年に「産業組合中央金庫」として設立された農業協同組合、森林組合、漁業協同組合の系統中央機関の役割を持つ金融機関であります。当社は、農林中央金庫から、農林中央金庫及びその役員並びに主要な出資者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何ら関係がない旨の表明保証を受けております。加えて、農林中央金庫の公表資料である「ディスクロージャー誌(2020年度版)」(<https://www.nochubank.or.jp/ir/disclosure/>)に記載の内容や、農林中央金庫との面談を通じ、農林中央金庫及びその役員並びに主要な出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

Tsunagu Investments (割当株式: 第二種優先株式1,000株)

(1)	名称	Tsunagu Investments Pte. Ltd.	
(2)	所在地	3 Fraser Street, #10-23 Duo Tower Singapore	
(3)	代表者の役職	Director Tow Heng Tan	
(4)	事業内容	投資持株会社	
(5)	資本金	2シンガポールドル(2020年3月31日時点)	
(6)	設立年月日	2020年5月13日	
(7)	決算期	3月31日	
(8)	従業員数	0	
(9)	主要取引先	-	
(11)	主要取引銀行	-	
(12)	当事会社間の関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当性	該当事項はありません。

(注1) 主要取引先及び主要取引銀行については、Tsunagu Investmentsから開示を受けられていないため、記載しておりません。

(注2) Tsunagu Investmentsは、シンガポールをベースにした投資持株会社です。当社は、Tsunagu Investmentsから、Tsunagu Investmentsの役員及びTsunagu Investmentsの全ての出資者が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力と何ら関係がない旨の表明保証を受けております。また、当社独自にコンプライアンスデータベース、インターネット検索サイト等を利用して調査を実施したほか、Tsunagu Investmentsの面談を通じ、当社は、Tsunagu Investmentsの役員及びTsunagu Investmentsの全ての出資者が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の資金調達を行うために、ファイナンシャル・アドバイザーとしてSMBC日興証券株式会社を起用し、同社を通じて、複数の投資家候補に対して、当社に対する出資を通じた資金提供を含む支援の可能性を打診し、協議を重ねてまいりました。かかる複数の投資家候補との協議の結果、2020年11月中旬、割当予定先から出資の可能性が示されたことから、割当予定先との間で、出資に係る本格的な交渉を開始しました。その後、割当予定先より提供可能な資金額、資金提供の方法、諸条件等に関する初期的な提案内容を受領し、2020年12月中旬より割当予定先により実施したデューデリジエンスの結果を踏まえ、2021年2月上旬、最終的な提案内容を受領しました。当社として、当該提案内容につき慎重に検討した結果、割当予定先からの提案内

容が現時点において当社が取り得る最善の選択肢であると判断するに至ったことから、割当予定先からの出資を受け入れることを決定いたしました。

Tsunagu Investmentsは、Pavilion Capital によって、間接的かつ完全に保有されている子会社であるとのことです。Pavilion Capitalは、2012年以降日本での投資を開始しており、Tsunagu Investmentsは、幅広い業種に投資し、投資先のビジネス戦略において、協業を通じて投資先のさらなる成長の為にマネジメントサポートを提供し、企業価値向上を実現させるとのことです。また割当予定先の農林中央金庫においても、当社が現在進めている国内ウェディング事業における花や食品事業の内製化に関して、今後農林中央金庫からの支援を通じてより効率的な調達方法等に関する協業について、検討していくことが可能であると考えております。割当予定先との信頼関係を構築し、事業戦略上の協業を通じてより一層の成長を実現でき、当社企業価値の向上及び既存株主の皆様にもたらす効果が期待できることから、農林中央金庫及びTsunagu Investmentsは本優先株式の割当先として最適であると考えております。

また、当社は、割当予定先との間でそれぞれ締結する株式引受契約書において、以下の内容を含む契約を締結しております。

① 第一種優先株式引受契約書

ア 当社の遵守事項

当社は、主に以下の事項等を農林中央金庫に対して誓約しております。

- (a) 当社グループの財産、経営又は業況について報告する書類等、一定の書類を一定の提出期限までに農林中央金庫に対して提出すること。
- (b) 主たる事業の継続に必要かつ重要な許認可等(登録及び届出を含む。)を維持する。また、法令等を重要な点において遵守の上事業を継続するものとし、監督官庁から当社グループに対して業務停止、又はこれに準じる当社グループの業務執行に重大な悪影響を与える事態を招来しないようにし、かかる事態が発生した場合は可及的速やかにかかる事態の収拾及び治癒を行うこと。
- (c) 当社の普通株式について上場等を維持すること。
- (d) 農林中央金庫が反社会的行為、反社会的勢力及びその他の事項を判断するためのスクリーニングを行うことができるよう、農林中央金庫が行う合理的な請求に応じて、請求のあった、関連当事者に関する書類又は情報(登録された主要なオフィス、居住地の住所、正式名称、生年月日を含み、これに限られない。)を農林中央金庫に交付すること。
- (e) 第一種優先株式引受契約書の履行に関して必要と当社が合理的に判断する範囲で、農林中央金庫に対し又は農林中央金庫との間で情報提供、連絡、相談その他のコミュニケーションを行うよう、誠実に努力すること。
- (f) 自ら及び関連当事者が、直接又は間接的に反社会的関係を有さず、かつ、自ら行うか又はその関係者を通じて行うかに拘わらず、反社会的行為(当社グループの株式を反社会的勢力に譲渡することを含む。)に従事しないこと。
- (g) 第一種優先株式引受契約に定める場合を除き、農林中央金庫に対して、当社の未公表の重要事実又はそのおそれのある情報を、口頭又は書面を問わず、開示し、若しくは伝達し、又は示唆してはならないこと。

イ 金銭を対価とする第一種優先株主による取得請求権の行使制限

上記「2. 募集の目的及び理由」の「(3) 本優先株式の概要」の「① 第一種優先株式」の「ウ 金銭を対価とする第一種優先株主による取得請求権」をご参照ください。

ウ 金銭を対価とする当社による取得条項の行使制限

上記「2. 募集の目的及び理由」の「(3) 本優先株式の概要」の「① 第一種優先株式」の「エ 金銭を対価とする当社による取得条項」をご参照ください。

エ 普通株式を対価とする当社による取得条項の行使制限

上記「2. 募集の目的及び理由」の「(3) 本優先株式の概要」の「① 第一種優先株式」の「オ

普通株式を対価とする当社による取得条項」をご参照ください。

② 第二種優先株式引受契約書

ア 当社の遵守事項

当社は、主に以下の事項等をTsunagu Investmentsに対して誓約しております。

- (a) 当社グループの財産、経営又は業況について報告する書類等、一定の書類を一定の提出期限までにTsunagu Investmentsに対して提出すること。
- (b) 主たる事業の継続に必要かつ重要な許認可等(登録及び届出を含む。)を維持する。また、法令等を重要な点において遵守の上事業を継続するものとし、監督官庁から当社グループに対して業務停止、又はこれに準じる当社グループの業務執行に重大な悪影響を与える事態を招来しないようにし、かかる事態が発生した場合は可及的速やかにかかる事態の收拾及び治癒を行うこと。
- (c) 当社の普通株式について上場等を維持すること。
- (d) Tsunagu Investmentsが反社会的行為、反社会的勢力及びその他の事項を判断するためのスクリーニングを行うことができるよう、Tsunagu Investmentsが行う合理的な請求に応じて、請求のあった、関連当事者に関する書類又は情報(登録された主要なオフィス、居住地の住所、正式名称、生年月日を含み、これに限られない。)をTsunagu Investmentsに交付すること。
- (e) 第二種優先株式引受契約書の履行に関して必要と当社が合理的に判断する範囲で、Tsunagu Investmentsに対し又はTsunagu Investmentsとの間で情報提供、連絡、相談その他のコミュニケーションを行うよう、誠実に努力すること。
- (f) 自ら及び関連当事者が、直接又は間接的に反社会的関係を有さず、かつ、自ら行うか又はその関係者を通じて行うかに拘わらず、反社会的行為(当社グループの株式を反社会的勢力に譲渡することを含む。)に従事しないこと。
- (g) 第二種優先株式引受契約に定める場合を除き、Tsunagu Investmentsに対して、当社の未公表の重要事実又はそのおそれのある情報を、口頭又は書面を問わず、開示し、若しくは伝達し、又は示唆してはならないこと。

イ 金銭を対価とする第二種優先株主による取得請求権の行使制限

上記「2. 募集の目的及び理由」の「(3) 本優先株式の概要」の「② 第二種優先株式」の「ウ 金銭を対価とする第二種優先株主による取得請求権」をご参照ください。

ウ 金銭を対価とする当社による取得条項の行使制限

上記「2. 募集の目的及び理由」の「(3) 本優先株式の概要」の「② 第二種優先株式」の「オ 金銭を対価とする当社による取得条項」をご参照ください。

エ 普通株式を対価とする当社による取得条項の行使制限

上記「2. 募集の目的及び理由」の「(3) 本優先株式の概要」の「② 第二種優先株式」の「カ 普通株式を対価とする当社による取得条項」をご参照ください。

(3) 割当予定先の保有方針

① 第一種優先株式

当社は、農林中央金庫から、第一種優先株式を中長期的に継続して保有する意向である旨の説明を受けております。第一種優先株式については、第一種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権は設けておらず、第一種優先株式引受契約書において、発行後3年間は原則として、第一種優先株主による金銭を対価とする取得請求権の行使は行わない旨が定められております。第一種優先株式には譲渡制限が付されており、第一種優先株式の譲渡に際しては、当社の取締役会による承認が必要とされております。当社は農林中央金庫が第一種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東

証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、農林中央金庫から払込期日までに確約書を受領する予定です。

② 第二種優先株式

当社は、Tsunagu Investmentsから、第二種優先株式を中長期的に継続して保有する意向であると旨の説明を受けております。第二種優先株式については、第二種優先株式引受契約書において、第二種優先株主による普通株式を対価とする取得請求権は発行後2年間、金銭を対価とする取得請求権は発行後3年間、原則として行使は行わない旨が定められております。第二種優先株式には譲渡制限が付されており、第二種優先株式の譲渡に際しては、当社の取締役会による承認が必要とされております。当社は、Tsunagu Investmentsが第二種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、Tsunagu Investmentsから払込期日までに確約書を得る予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、農林中央金庫が2020年11月18日付で公表している「2021年3月期 半期決算概況について」(<https://www.nochubank.or.jp/ir/results/>)と題する資料に記載された農林中央金庫の2021年3月期半期の連結の経常収益、総資産額、純資産額及び現金預け金の規模(経常収益592,268百万円、総資産額106,746,476百万円、純資産合計8,033,150百万円及び現金預け金19,378,455百万円)を確認し、第一種優先株式の発行に係る払込金額の払込みに支障はないものと判断しております。

また、当社は、Tsunagu Investmentsからは、Tsunagu Investmentsの出資者に対して資金の拠出を行うことを依頼することにより、払込日までに払込みに要する資金の準備が完了できている旨の報告を受けており、さらに、Tsunagu Investmentsより提出された、同ファンドの取引先金融機関より発行された預金残高証明書を確認し、第二種優先株式の発行に係る払込金額の払込みに支障はないものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本第三者割当増資前 (2020年9月30日現在)		本第三者割当増資後
野尻佳孝	18.98%	同左
株式会社東京ウエルズ	8.07%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5.50%	
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	4.28%	
株式会社ユニマットライフ	4.19%	
ウエルズ通商株式会社	3.47%	
INTERACTIVE BROKERS LLC (インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	2.56%	
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1.44%	
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C I.M.F	1.23%	
野村信託銀行株式会社(投信口)	1.21%	

(2) 第一種優先株式

募集前(2021年2月10日時点)	募集後
該当なし	農林中央金庫 100.00%

(3) 第二種優先株式

募集前(2021年2月10日時点)	募集後
該当なし	Tsunagu Investments 100.00%

8. 今後の見通し

本優先株式の発行によって調達する資金により、当社の財務安定化を図ります。本第三者割当増資が当社業績に与える影響については精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当増資に伴う希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条第2号に従い、株主の意思確認手続を実施いたします。また、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に煩雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないと考えられます。そこで、本臨時株主総会において、本第三者割当増資の必要性及び相当性について株主の皆様にご説明した上で、本優先株式の発行について特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様のご意思確認をさせていただくことを予定しております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高	64,590百万円	66,871百万円	63,678百万円
営業利益	2,785百万円	4,281百万円	3,579百万円
経常利益	2,489百万円	3,900百万円	3,381百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	888百万円	2,283百万円	1,003百万円
1株当たり 当期純利益	68.58円	176.33円	77.46円
1株当たり配当金	15.00円	15.00円	20.00円
1株当たり純資産	1,614.55円	1,771.86円	1,822.56円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2020年9月30日現在)

	株 式 数	発行済株式数に 対する比率
発行済株式数	13,059,330株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)に おける潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
始 値	962円	1,202円	1,430円

高 値	1,518円	2,437円	1,523円
安 値	683円	1,047円	524円
終 値	1,183円	1,413円	558円

② 最近6か月間の状況

	2020年 9月	10月	11月	12月	2021年 1月	2月
始 値	561円	582円	507円	575円	564円	575円
高 値	673円	673円	628円	619円	608円	708円
安 値	533円	502円	507円	550円	535円	567円
終 値	591円	510円	576円	554円	571円	702円

(注)2021年2月の株価については、2月9日現在で表示しております。

③発行決議日の直前営業日における株価

	2021年2月9日
始 値	677円
高 値	708円
安 値	670円
終 値	702円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙1「第一種優先株式発行要項」、及び別紙2「第二種優先株式発行要項」をご参照ください。

12. 本第三者割当増資の日程

2021年2月10日(水)	本第三者割当増資に係る取締役会決議 本臨時株主総会への本第三者割当増資に関する議案付議に係る取締役会決議 割当予定先との間の株式引受契約の締結
2021年3月30日(火)	本臨時株主総会決議(予定)
2021年4月20日(火)	払込期日(予定)

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

第一種優先株式及び第二種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として第一種優先株式及び第二種優先株式を追加し、第一種優先株式及び第二種優先株式に関する規定の新設、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の変更等を行うものです。なお、本定款変更については、本臨時株主総会において、本第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件とします。

2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は別紙3「定款変更案」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程

2021年2月10日(水)	本定款変更に係る取締役会決議 本臨時株主総会への本定款変更に関する議案付議に係る
---------------	---

取締役会決議

2021年3月30日(火)

本臨時株主総会決議(予定)
本定款変更の効力発生日(予定)

Ⅲ. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることにいたしました。

なお、資本金等の額の減少については、本優先株式の払込みがなされることを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少

(1) 減少すべき資本金及び資本準備金の額

本第三者割当増資後の資本金の額6,764,334,566円を4,764,000,000円減少して2,000,334,566円とし、資本準備金の額6,710,534,407円から5,210,000,000円減少して1,500,534,407円とする。

(2) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の減少を上記のとおり行った上で、その全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少

2021年2月10日(水)

本資本金等の額の減少に係る取締役会決議
本臨時株主総会への本資本金等の額の減少に関する議案
付議に係る取締役会決議

2021年3月9日(火)

債権者異議申述公告(予定)

2021年3月30日(火)

本臨時株主総会決議(予定)

2021年4月9日(金)

債権者異議申述最終期日(予定)

2021年4月20日(火)

本資本金等の額の減少の効力発生日(予定)

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表上の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

第一種優先株式発行要項

1. 株式の名称
株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 第一種優先株式(以下「第一種優先株式」という。)
2. 募集株式の数
2,000 株
3. 募集株式の払込金額
1株につき 1,000,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 1,000,000,000 円(1株につき、500,000 円)
資本準備金 1,000,000,000 円(1株につき、500,000 円)
5. 払込金額の総額
2,000,000,000 円
6. 払込期日
2021 年4月 20 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、農林中央金庫に全ての第一種優先株式を割り当てる。
8. 優先配当
 - (1) 当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)又は第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種登録株式質権者」という。)に対し、第 4 項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式 1 株につき 88,000 円(以下「第一種優先配当金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。
 - (2) ある事業年度において、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る第一種優先配当金につき本号に従い累積した第一種累積未払配当金(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が当該事業年度に係る第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、第一種優先株式 1 株につき 88,000 円に対して年率 8.8%の利率で 1 年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「第一種累積未払配当金」という。)は、前号又は次項に定める剰余金の配当に先立ち、第一種優先株式 1 株につき第一種累積未払配当金の額に達するまで、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して金銭による配当を行う。

- (3) 第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

9. 優先中間配当

当社は、中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき44,000円(以下「第一種優先中間配当金」という。)を中間配当として支払う。

10. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき1,000,000円に第一種累積未払配当金(残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。))を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)及び経過未払配当金(分配日を剰余金の配当基準日と仮定し、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。))から分配日(同日を含む。))までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。))以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額の金銭を支払う。但し、本号においては、分配日が配当基準日の翌日(同日を含む。))から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして第一種累積未払配当金を計算する。

(2) 第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

11. 優先順位

(1) 当社の普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式の剰余金の配当及び残余財産の分配の支払順位は、第一種優先株式を第1順位とし、第二種優先株式を第2順位とし、普通株式を第3順位とする。

(2) 剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

12. 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

13. 種類株主総会

(1) 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 第一種優先株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

14. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

(2) 当社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

15. 金銭を対価とする第一種優先株主による取得請求権

第一種優先株主は、いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第一種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「第一種金銭対価取得請求日」という。)

第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第一種累積未払配当金(第一種金銭対価取得請求日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第一種金銭対価取得請求日を剰余金の配当基準日と仮定し、第一種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第一種金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、第一種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。

16. 金銭を対価とする当社による取得条項

当社は、いつでも、当社の取締役会が別途定める日(以下「第一種強制償還日」という。)が到来することをもって、第一種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第一種累積未払配当金(第一種強制償還日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第一種強制償還日を剰余金の配当基準日と仮定し、第一種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第一種強制償還日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、第一種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。また、第一種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

17. 普通株式を対価とする当社による取得条項

(1) 普通株式対価取得条項

当社は、2026年4月1日以降、いつでも、当社の取締役会が別途定める日(以下「第一種強

制一斉転換日」という。)が到来することをもって、第一種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、当社の普通株式を対価として、第一種優先株式の全部を取得することができる。

(2) 第一種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

当社は、第一種強制一斉転換日において、第一種優先株主に対して、当該第一種優先株主が有する第一種優先株式の数に、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円を乗じて得られる額を次号及び第(4)号において定める一斉転換価額で除した数の当社の普通株式を交付する。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第234条によって端数相当額の代金が交付される。

(3) 当初一斉転換価額

一斉転換価額は当初626.2円とする。

(4) 一斉転換価額の調整

① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり一斉転換価額を調整する。

- (a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により一斉転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後一斉転換価額} = \text{調整前一斉転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後一斉転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

- (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、一斉転換価額を調整する。

$$\text{調整後一斉転換価額} = \text{調整前一斉転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後一斉転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- (c) 下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「一斉転換価額調整式」という。)により一斉転換価額を調整する。一斉転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後一斉転換価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} \text{調整後一斉転換価額} = & \text{調整前一斉転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \quad 1 \text{株当たり} \\ \text{(発行済株式総数} \quad \text{普通株式の数} \times \text{払込金額} \\ \text{－当社が保有する} \quad \text{普通株式の数)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{普通株式 1株当たりの時価} \\ \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \\ \text{+ 新たに発行する普通株式の数} \end{array}} \end{aligned}$$

- (d) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。))に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。))に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、一斉転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後一斉転換価額とする。調整後一斉転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後一斉転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(e) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。)の合計額が下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、一斉転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後一斉転換価額とする。調整後一斉転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後一斉転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(e)による一斉転換価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

② 上記①に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当社は第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後一斉転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、一斉転換価額の調整を適切に行うものとする。

(a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために一斉転換価額の調整を必要とするとき。

(b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の一斉転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(c) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって一斉転換価額の調整を必要とするとき。

③ 一斉転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 一斉転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後一斉転換価額を

適用する日(但し、一斉転換価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する 30 取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

- ⑤ 一斉転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後一斉転換価額と調整前一斉転換価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、一斉転換価額の調整はこれを行わない。但し、本⑤により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

18. 譲渡制限

第一種優先株式を譲渡により取得する場合には、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

以上

第二種優先株式発行要項

1. 株式の名称
株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ 第二種優先株式(以下「第二種優先株式」という。)
2. 募集株式の数
1,000 株
3. 募集株式の払込金額
1株につき 1,000,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 500,000,000 円(1株につき、500,000 円)
資本準備金 500,000,000 円(1株につき、500,000 円)
5. 払込金額の総額
1,000,000,000 円
6. 払込期日
2021 年4月 20 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、Tsunagu Investments Pte. Ltd.に全ての第二種優先株式を割り当てる。
8. 優先配当
 - (1) 当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)又は第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式 1 株につき 30,000 円(以下「第二種優先配当金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。
 - (2) ある事業年度において、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る第二種優先配当金につき本号に従い累積した第二種累積未払配当金(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が当該事業年度に係る第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「第二種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降においては、年率 3.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を 365 日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。第二種累積未払配当金は、前号又は次項に定める剰余金の配当に先立ち、第二種優先株式1株につき第二種累積未払配当金の額に達するまで、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して金銭による配当を行う。

(3) 第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

9. 優先中間配当

当社は、中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき 15,000 円(以下「第二種優先中間配当金」という。)を中間配当として支払う。

10. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき 1,000,000 円に第二種累積未払配当金(残余財産の分配が行われる日を実際に支払われた日として第 1 項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から残余財産の分配が行われる日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を 365 日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額の金銭を支払う。

(2) 第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

11. 優先順位

第一種優先株式及び第二種優先株式の剰余金の配当及び残余財産の分配の支払順位は、第一種優先株式を第1順位とする。

12. 議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

13. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

(2) 当社は、第二種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

14. 金銭を対価とする第二種優先株主による取得請求権

第二種優先株主は、いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「第二種金銭対価取得請求日」という。)

第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である 1,000,000 円に第二種累積未払配

当金(第二種金銭対価取得請求日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第二種金銭対価取得請求日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第二種金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。

15. 普通株式を対価とする第二種優先株主による取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

第二種優先株主は、2023年4月1日から2026年3月31日までの間、いつでも、当社に対して、次号に定める数の当社の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する第二種優先株主の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係る第二種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を当該第二種優先株主に対して交付する。

(2) 第二種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

第二種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金(普通株式対価取得請求が行われた日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(普通株式対価取得請求が行われた日を剰余金の配当基準日と仮定し、普通株式対価取得請求が行われた日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から普通株式対価取得請求が行われた日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、普通株式対価取得請求が行われた日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額に普通株式対価取得請求に係る第二種優先株式の数を乗じて得られる額を次号及び第(4)号において定める取得価額で除して得られる数とする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付される。

(3) 当初取得価額

取得価額は当初626.2円とする。

(4) 取得価額の調整

① 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得

価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

- (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- (c) 下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新たに発行する} \quad 1 \text{株当たり} \\ \text{(発行済株式総数} \quad \text{普通株式の数} \times \text{払込金額} \\ \text{－当社が保有する} \quad + \text{普通株式1株当たりの時価} \\ \text{普通株式の数)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{(発行済普通株式数－当社が保有する普通株式の数)} \end{array}}$$

+ 新たに発行する普通株式の数

- (d) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- (e) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。)の合計額が下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ② 上記①に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当社は第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- (a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - (b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (c) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- ③ 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- ④ 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。
- ⑤ 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本⑤により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

16. 金銭を対価とする当社による取得条項

当社は、いつでも、当社の取締役会が別途定める日(以下「第二種強制償還日」という。)が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金相当額及び経過未払配当金(第二種強制償還日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第二種強制償還日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。また、第二種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

17. 普通株式を対価とする当社による取得条項

(1) 普通株式対価取得条項

当社は、2026年4月1日以降、いつでも、当社の取締役会が別途定める日(以下「第二種強

制一斉転換日」という。)が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、当社の普通株式を対価として、第二種優先株式の全部を取得することができる。

(2) 第二種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

当社は、第二種強制一斉転換日において、第二種優先株主に対して、当該第二種優先株主が有する第二種優先株式の数に、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金(第二種強制一斉転換日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第二種強制一斉転換日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種強制一斉転換日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第二種強制一斉転換日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種強制一斉転換日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額を乗じて得られる額を次号において定める一斉転換価額で除した数の当社の普通株式を交付する。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第234条によって端数相当額の代金が交付される。

(3) 当初一斉転換価額

一斉転換価額は当初626.2円とする。

(4) 一斉転換価額の調整

一斉転換価額は第8項第(4)号に準じて調整する。なお、この場合には、「取得価額」を「一斉転換価額」、「調整前取得価額」を「調整前一斉転換価額」、「調整後取得価額」を「調整後一斉転換価額」、「取得価額調整式」を「一斉転換価額調整式」とそれぞれ読み替える。

18. 譲渡制限

第二種優先株式を譲渡により取得する場合には、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

以上

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,912,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24,912,000株</u> とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、 <u>普通株式 24,912,000株、第一種優先株式 2,000株、第二種優先株式 1,000株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の普通株式の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当社の普通株式の単元株式数は <u>100株</u> とし、 <u>第一種優先株式及び第二種優先株式の単元株式数は1株</u> とする。
(新設) (新設)	<p style="text-align: center;"><u>第2章の2 優先株式</u></p> <p><u>(第一種優先株式)</u></p> <p><u>第12条の2 当社の発行する第一種優先株式の内容は次のとおりとする。</u></p> <p><u>1. 優先配当</u></p> <p><u>(1) 当社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という。)又は第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第一種登録株式質権者」という。)に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき88,000円(以下「第一種優先配当金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第一種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。</u></p> <p><u>(2) ある事業年度において、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る第一種優先配当金につき本号に従い累積した第一種累積未払配当金(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が当該事業年度に係る第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、第一種優先株式1株につき88,000円に対して年率8.8%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「第一種累積未払配当金」という。)は、前号又は次項に定める剰余金の配当に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種累積未払配当金の額に達</u></p>

するまで、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して金銭による配当を行う。

(3) 第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 優先中間配当

当社は、中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき44,000円(以下「第一種優先中間配当金」という。)を中間配当として支払う。

3. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対し、第4項第(1)号に定める支払順位に従い、第一種優先株式1株につき1,000,000円に第一種累積未払配当金(残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)及び経過未払配当金(分配日を剰余金の配当基準日と仮定し、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた金額の金銭を支払う。但し、本号においては、分配日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなして第一種累積未払配当金を計算する。

(2) 第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 優先順位

(1) 当社の普通株式、第一種優先株式及び第二種優先株式の剰余金の配当及び残余財産の分配の支払順位は、第一種優先株式を第1順位とし、第二種優先株式を第2順位とし、普通株式を第3順位とする。

(2) 剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必

要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

5. 議決権

第一種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

6. 種類株主総会

(1) 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 第一種優先株式については、会社法第 199 条第 4 項及び第 238 条第 4 項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

7. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

(2) 当社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

第一種優先株主は、いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第一種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「第一種金銭対価取得請求日」という。)

第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式1株当たりの払込金額である 1,000,000 円に第一種累積未払配当金(第一種金銭対価取得請求日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第一種金銭対価取得請求日を剰余金の配当基準日と仮定し、第一種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第一種金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、第一種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を 365 日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。

9. 金銭を対価とする取得条項

当社は、いつでも、当社の取締役会が別途定める日(以下「第一種強制償還日」という。)が到来することをもって、第一種優先株主の意思にかかわ

らず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第一種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

第一種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第一種累積未払配当金(第一種強制償還日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第一種強制償還日を剰余金の配当基準日と仮定し、第一種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第一種強制償還日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第一種優先配当金の額から、第一種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第一種優先中間配当金がある場合における第一種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。また、第一種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法による。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式対価取得条項

当社は、2026年4月1日以降、いつでも、当会社の取締役会が別途定める日(以下「第一種強制一斉転換日」という。)が到来することをもって、第一種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、当社の普通株式を対価として、第一種優先株式の全部を取得することができる。

(2) 第一種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

当社は、第一種強制一斉転換日において、第一種優先株主に対して、当該第一種優先株主が有する第一種優先株式の数に、第一種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円を乗じて得られる額を次号及び第(4)号において定める一斉転換価額で除した数の当社の普通株式を交付する。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第234条によって端数相当額の代金が交付される。

(3) 当初一斉転換価額

一斉転換価額は当初626.2円とする。

(4) 一斉転換価額の調整

- (i) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり一斉転換価額を調整する。

(a)普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により一斉転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後一斉転換価額}}{\text{調整前}} = \frac{\text{調整前一斉転換価額}}{\text{調整前}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後一斉転換価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

(b)普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、一斉転換価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後一斉転換価額}}{\text{調整前}} = \frac{\text{調整前一斉転換価額}}{\text{調整前}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後一斉転換価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(c)下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「一斉転換価額調整式」という。）により一斉転換価額を調整する。一斉転換価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後一斉転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株

式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後一斉転換価額} = \frac{\text{調整前一斉転換価額} \times \left(\frac{\text{（発行済株式総数 - 当社が保有する普通株式の数）}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}} \right) + \text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}$$

(d) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、一斉転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後一斉転換価額とする。調整後一斉転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後一斉転換価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(e) 行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。)の合計額が下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての

場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、一斉転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後一斉転換価額とする。調整後一斉転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後一斉転換価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本(e)による一斉転換価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社は第一種優先株主又は第一種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後一斉転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、一斉転換価額の調整を適切に行うものとする。

(a)合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために一斉転換価額の調整を必要とするとき。

(b)取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の一斉転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(c)その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変

	<p>更の可能性を生ずる事由の発生によって一斉転換価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(iii) <u>一斉転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>(iv) <u>一斉転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後一斉転換価額を適用する日(但し、一斉転換価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</u></p> <p>(v) <u>一斉転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後一斉転換価額と調整前一斉転換価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、一斉転換価額の調整はこれを行わない。但し、本(v)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u></p> <p>11. 譲渡制限</p> <p>第一種優先株式を譲渡により取得する場合には、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</p>
(新設)	<p><u>(第二種優先株式)</u></p> <p>第12条の3 当会社の発行する第二種優先株式の内容は次のとおりとする。</p> <p>1. 優先配当</p> <p>(1) 当会社は、剰余金の期末配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)又は第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式1株につき30,000円(以下「第二種優先配当金」という。)を剰余金の期末配当として支払う。但し、当該基準日の属する事業年度において次項に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額を支払う。</p> <p>(2) ある事業年度において、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る第二種優先配当金につき本号に従い累積した第二種累積未払配当金(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が当該事業年度に係る第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「第二種累積未払配当金」という。)は翌事業年度以降に累積する。この場合の累積額は、当該事業年</p>

度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降においては、年率3.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。第二種累積未払配当金は、前号又は次項に定める剰余金の配当に先立ち、第二種優先株式1株につき第二種累積未払配当金の額に達するまで、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して金銭による配当を行う。

(3) 第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

2. 優先中間配当

当社は、中間配当を行うときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき15,000円(以下「第二種優先中間配当金」という。)を中間配当として支払う。

3. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき1,000,000円に第二種累積未払配当金(残余財産の分配が行われる日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から残余財産の分配が行われる日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、残余財産の分配が行われる日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額の金銭を支払う。

(2) 第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

4. 優先順位

第一種優先株式及び第二種優先株式の剰余金の配当及び残余財産の分配の支払順位は、第一種優先株式を第1順位とする。

5. 議決権

第二種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

(2) 当社は、第二種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

第二種優先株主は、いつでも、当社に対して、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる(当該請求をした日を、以下「第二種金銭対価取得請求日」という。)

第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金(第二種金銭対価取得請求日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第二種金銭対価取得請求日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から第二種金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種金銭対価取得請求日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。

8. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

第二種優先株主は、2023年4月1日から2026年3月31日までの間、いつでも、当社に対して、次号に定める数の当社の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する第二種優先株主の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係る第二種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を当該第二種優先株主に対して交付する。

(2) 第二種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

第二種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金(普通株式対価取得請求が行われた日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(普通株式対価取得請求が行われた日を剰余金の配当基準日と仮定し、普通株式対価取得請求が行われた日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から普通株式対価取得請求が行われた日(同日を含む。)までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、普通株式対価取得請求が行われた日の属する事業年度の初日(同日を含む。)以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額に普通株式対価取得請求に係る第二種優先株式の数を乗じて得られる額を次号及び第(4)号において定める取得価額で除して得られる数とする。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第167条第3項によって端数相当額の代金が交付される。

(3) 当初取得価額

取得価額は当初626.2円とする。

(4) 取得価額の調整

(i) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後一斉転換価額} = \frac{\text{調整前一斉転換価額}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \times \text{分割後発行済普通株式数}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

(b)普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\frac{\text{調整後一斉転換価額}}{\text{調整前一斉転換価額}} = \frac{\text{調整前一斉転換価額}}{\text{調整前一斉転換価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

(c)下記(iv)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(c)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。))により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{（発行済株式総数 - 当社が保有する普通株式の数）} \pm \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{（発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数）} + \text{新たに発行する普通株式の数}}$$

(d)当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において

同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(e)行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。)の合計額が下記④に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定してい

ない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

(ii) 上記(i)に掲げた事由によるほか、下記(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当社は第二種優先株主又は第二種登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

(a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

(b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(c) その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

(iii) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(iv) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の普通取引の売買高加重平均価格の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(v) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(v)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

9. 金銭を対価とする取得条項

当社は、いつでも、当社の取締役会が別途定める日(以下「第二種強制償還日」という。)が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわ

らず、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、第二種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

第二種優先株式に付された金銭を対価とする取得条項に基づく取得を行う場合に交付される1株当たりの金銭の額は、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金相当額及び経過未払配当金(第二種強制償還日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。))から第二種強制償還日(同日を含む。))までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種強制償還日の属する事業年度の初日(同日を含む。))以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額とする。また、第二種優先株式を一部取得する場合、比例按分その他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式対価取得条項

当社は、2026年4月1日以降、いつでも、当社の取締役会が別途定める日(以下「第二種強制一斉転換日」という。)が到来することをもって、第二種優先株主の意思にかかわらず、法令の許容する範囲内において、当社の普通株式を対価として、第二種優先株式の全部を取得することができる。

(2) 第二種優先株式の取得の引換えに交付する普通株式の数

当社は、第二種強制一斉転換日において、第二種優先株主に対して、当該第二種優先株主が有する第二種優先株式の数に、第二種優先株式1株当たりの払込金額である1,000,000円に第二種累積未払配当金(第二種強制一斉転換日を実際に支払われた日として第1項第(2)号に従い計算される額の合計額とする。)相当額及び経過未払配当金(第二種強制一斉転換日を剰余金の配当基準日と仮定し、第二種強制一斉転換日の属する事業年度の初日(同日を含む。))から第二種強制一斉転換日(同日を含む。))までの日数につき日割り計算により得られた第二種優先配当金の額から、第二種強制一斉転換日の属する事業年度の初日(同日を含む。))以降に支払われた第二種優先中間配当金がある場合における第二種優先中間配当金を控除した金額をいう。なお、当該計算は、1年を365日とした日割り計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)を加えた額を乗じて得られる額を次号におい

	<p>て定める一斉転換価額で除した数の当会社の普通株式を交付する。第二種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。なお、当該端数については会社法第234条によって端数相当額の代金が交付される。</p> <p>(3) 当初一斉転換価額 一斉転換価額は当初626.2円とする。</p> <p>(4) 一斉転換価額の調整 一斉転換価額は第8項第(4)号に準じて調整する。なお、この場合には、「取得価額」を「一斉転換価額」、「調整前取得価額」を「調整前一斉転換価額」、「調整後取得価額」を「調整後一斉転換価額」、「取得価額調整式」を「一斉転換価額調整式」とそれぞれ読み替える。</p> <p>11. 譲渡制限 第二種優先株式を譲渡により取得する場合には、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</p>
(新設)	<p>(種類株主総会) 第18条の2 第13条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</p> <p>② 第15条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>③ 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p>